

# 第35回 農業委員会総会議事録

平成29年5月25日開会

中標津町農業委員会

平成29年5月25日、第35回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| 1番  | 和 | 泉 | 光 | 広 |
| 2番  | 後 | 藤 | 田 | 宏 |
| 3番  | 高 | 橋 | 正 | 一 |
| 4番  | 赤 | 波 | 江 | 信 |
| 5番  | 佐 | 野 | 弥 | 奈 |
| 6番  | 國 | 光 | 達 | 男 |
| 7番  | 小 | 林 |   | 亨 |
| 9番  | 中 | 村 | 正 | 生 |
| 10番 | 笠 | 原 | 康 | 博 |
| 11番 | 氏 | 家 | 康 | 夫 |
| 12番 | 杉 | 本 | 公 | 也 |
| 13番 | 本 | 田 | 信 | 幸 |
| 14番 | 本 | 田 | 芳 | 明 |
| 15番 | 纓 | 坂 | 尚 | 久 |
| 16番 | 金 | 刺 | 健 | 四 |
| 17番 | 安 | 田 |   | 稔 |
| 18番 | 戸 | 田 | 重 | 勝 |

本日欠席した委員

- |    |   |   |  |   |
|----|---|---|--|---|
| 8番 | 飯 | 島 |  | 浩 |
|----|---|---|--|---|

附議した案件

- 議案第176号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第177号 現況証明願いについて  
議案第178号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第179号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について  
議案第180号 賃借料情報の提供について  
議案第181号 農地法第6条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について  
報告第97号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について  
報告第98号 農政委員会開催報告について  
報告第99号 農地委員会開催報告について  
報告第100号 農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について  
報告第101号 農地法第5条許可書の交付について

本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	葛西利光
係	本田文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は、17名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第35回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1「議事録署名委員の指名について」を、議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

9番、中村 正生 委員。

10番、笠原 康博 委員。

以上、2名を指名致します。

日程2「会務報告」を、事務局長から報告致します。

事務局長 4月27日の総会以降につきまして会務報告をいたします。  
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。  
4月28日午前10時から、平成29年中標津町議会第1回臨時議会が開催され、一般会計補正予算、下水道事業特別会計補正予算、中標津町町税条例の一部の改正等について審議し、可決されております。会長が出席しております。

同日午後1時30分から、301号会議室におきまして第38回家族協定調印式を開催し、平成28年度に経営移譲した5組のご家族にお集まりいただき、農業委員会会長、中標津町農協組合長、計根別農協組合長、地区担当農業委員の立会いのもと各々が作成した家族協定書に、調印を行ないました。当日は来賓として、中標津町長、根室農業改良普及センター北根室支所長の御臨席により、あいさつをいただいたところであります。また当日は、農業委員の皆様にも御忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございました。

5月19日に札幌市にて北海道農業会議理事会及び、北海道農業会議平成29年度第2回常設審議委員会が開催され、会長が出席しております。

以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。  
日程3、報告第97号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第97号「農地法第18条第6項の規定による解約通知」(1)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の54ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、釧路市〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇線〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積33,778㎡ほか3筆、合計115,692㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。合意解約成立の日、平成29年4月27日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第178号(3)・(4)に関連するもので、賃貸借していた農地について、一部所有権移転するため、期間内解約するものです。

以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。  
日程4、議案第176号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。なお、本案件につきましては、2回に分けて審議を致します。  
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。  
……………(〇〇委員退席後)……………

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第176号「農地法第3条の規定による許可申請について」

(1) について説明致します。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(有) 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 16,881 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、所有権の移転。5、価格。960,000 円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。

8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

当事者より所有権の移転をしたい旨の申し出があったものです。

申請地は〇〇〇〇の所有地の隣接地であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

…………… (〇〇委員着席後) ……………

〇〇委員に申し上げます。

本案は原案のとおり可決されました。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第176号(2)について説明致します。5ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番地〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 29,871 m<sup>2</sup>ほか 13筆、畑 286,329 m<sup>2</sup>、採草放牧地 20,844 m<sup>2</sup>、合計 307,173 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、第3者に賃貸した農地が期間満了となり、後継者に使用貸借設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を継承するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成29年6月1日から平成39年5月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、第3者へ賃貸していた農地について、期間満了となったため、後継者に使用貸借設定するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程5、議案第177号「現況証明願いについて」を、上程致します。  
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました、議案第177号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。9ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 320 m<sup>2</sup>。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、山林。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

申請者が所有していた農地を近隣農家へ譲渡するにあたり、農地以外の部分を精査したところですが、公簿が畑で現況が山林となっていた土地について地目変更するものです。平成28年6月2日、第1地区推進班で土地評価した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長      ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程6、議案第178号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。なお、本案件につきましては、2回に分けて審議を致します。  
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。  
……………（〇〇委員退席後）……………  
（1）から（4）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
（挙手あり） 中村委員。

中村委員   上程になりました議案第178号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」（1）から（4）について説明いたします。  
12ページをお開きください。  
（1）1、当事者の住所、氏名、年令。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積38,136㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年6月1日から平成34年5月31日まで。6、価格、年171,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。  
9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。  
なお、（2）につきましても借主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。14ページをお開きください。  
（2）1、貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積166,780㎡の内20,000㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年6月1日から平成34年5月31日まで。6、価格、年90,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。  
この2件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。16ページをお開きください。  
（3）1、当事者の住所、氏名、年令。  
譲渡人、釧路市〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇。  
譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積47,405㎡ほか1筆、合計

畑 64,135 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、5,001,000 円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金 5,000,000 円、自己資金 1,000 円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。なお、(4)につきましても貸主借主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。18ページをお開きください。

(4) 2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積 33,778 m<sup>2</sup>ほか1筆。合計、畑 51,557 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 29 年 5 月 26 日から平成 32 年 3 月 31 日まで。6、価格、年 206,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この2件につきましては、〇〇氏へ農地譲渡するために、賃貸借していた農地を一度合意解約し、現在賃貸借している農地の一部について売買して、残地について現使用者に再設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) から (4) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
…………… (〇〇委員着席後) ……………  
〇〇委員に申し上げます。  
本案は原案のとおり可決されました。  
(5) から (7) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 議案第178号(5) から (7) について説明いたします。  
20ページをお開きください。  
(5) 1、当事者の住所、氏名、年令。



貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 211,076 m<sup>2</sup>の内 104,946 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 29 年 6 月 1 日から平成 39 年 5 月 31 日まで。6、価格、年 430,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(6)(7)につきましても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。21 ページをお開きください。

(6) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 211,076 m<sup>2</sup>の内 72,765 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 29 年 6 月 1 日から平成 39 年 5 月 31 日まで。6、価格、年 307,700 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。作付作物、馬鈴薯。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。22 ページをお開きください

(7) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 25,477 m<sup>2</sup>の内 22,867 m<sup>2</sup>ほか5筆。合計、畑 132,006 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 29 年 6 月 1 日から平成 39 年 5 月 31 日まで。6、価格、年 422,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

この3件の案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(8) から (10) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第178号(8)から(10)について説明いたします。25ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積31,093㎡ほか3筆。合計、畑106,149㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年6月1日から平成34年5月31日まで。6、価格、年460,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(9)につきましても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。26ページをお開きください。

(9) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(有)〇〇〇〇 取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積65,613㎡の内14,000㎡ほか2筆。合計、畑54,950㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年6月1日から平成34年5月31日まで。6、価格、年182,400円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(10)につきましても借主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。28ページをお開きください。

(10) 1、貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積12,517㎡ほか2筆。合計、畑28,000㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年6月1日から平成34年5月31日まで。6、価格、年112,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

この3件の案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(11)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第178号(11)について説明いたします。30ページをお開きください。  
(11)1、当事者の住所、氏名、年令。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積28,067㎡ほか2筆。合計、畑69,186㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年6月1日から平成30年5月31日まで。6、価格、年215,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。  
10、見取図は別紙のとおりです。  
この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(12)(13)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第178号(12)(13)について説明いたします。  
32ページをお開きください。  
(12)1、当事者の住所、氏名、年令。  
貸主、釧路市〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積37,943㎡ほか2筆。合計、畑46,521㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年6月1日から平成30年5月31日まで。6、価格、年44,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。  
10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(13)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。33ページをお開きください。

(13) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 41,369 m<sup>2</sup>の内 33,680 m<sup>2</sup>ほか6筆。合計、畑 167,971 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。  
4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年6月1日から平成30年5月31日まで。6、価格、年479,000円。  
7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。  
10、見取図は別紙のとおりです。

この2件の案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第178号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(5)から(13)について、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程7、報告第98号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。  
内容を委員長から報告願います。  
(挙手あり) 金刺委員長

金刺委員 平成29年4月27日役場3・4号委員会室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。56ページをお開きください。  
審議内容、1、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について、毎年実施している、昨年度の活動の点検・評価および本年度の活動計画について協議し、次のとおり結論を得ております。  
協議結果、事務局が作成した原案の内容確認と協議を行ない内容に問題がないことから、総会提案について承認するとの結論となったところであります。  
以上、農政委員会の開催報告とする。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で農政委員会の報告を終わります。

日程 8、議案第 179 号「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 庶務係長

庶務係長 議案第 179 号、平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について、ご説明致します。議案書は、36 ページをご覧ください。

農業委員会の適正な事務実施については、農林水産省の指導により、新農地制度が実効あるものとするために取り組んでいるところであり、毎年、前年の活動点検・評価、及び本年度の活動計画を作成することとなっております。

先ほど、金刺農政委員長よりご報告がありましたとおり、平成 28 年度法令事務・促進事務に関する点検、及び当初計画に対する評価、平成 29 年度の目標設定数値等を、本議案のとおり、取りまとめたところであります。

なお、本活動点検・評価、活動計画につきましては、承認後、根室振興局を經由して、農林水産省経営局への報告と合わせて、農業委員会のホームページに掲載し、公表することとなっております。以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、承認されました。

日程 9、報告第 99 号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。

内容を委員長から報告願います。

(挙手あり) 纒坂委員長

纒坂委員 平成 29 年 4 月 27 日(木)、3・4 号委員会室において農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第 23 条の規定によりその結果を報告し

ます。58ページをお開きください。

審議内容、1、平成28年中標津町賃借料情報の提供について。

農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、賃借等の動向その他の農地に関する情報収集、整理、分析及び提供を行うと農地法第52条で定められていることから平成28年分の賃借料情報について協議した結果、次のとおり結論を得ております。

協議結果、平成28年分の賃借料情報については、「農地法の運用について」の中で「農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること。」とされていることから農地保有合理化事業等、通常の農業者同士の賃貸借ではない案件を除いた賃借料を提供するとの結論とした。

以上、農地委員会の開催報告とする。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で農地委員会の報告を終わります。

日程10、議案第180号「賃借料情報の提供について」を上程致します。

提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第180号「賃借料情報の提供について」事務局よりご説明致します。

50ページをご覧ください。標準小作料制度が廃止されたことから、農地法第52条に基づく地域における賃借料の目安になるものを農業委員会が提供することになっております。

中標津町賃借料情報、平成28年1月から12月までに締結(公告)された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借における賃借料水準(10a当り)は、以下のとおりとなっております。

なお、農地委員長から報告がありまして、農業委員会の賃借料評価に当てはまらない、保有合理化事業による賃貸借、町営牧場の賃貸借などは、著しく賃借料水準を下げることから、除いて集計しております。

総会承認後、農業委員会のホームページに掲載し公表するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり提供することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程 11、議案第 181 号「農地法第 6 条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。  
ここで、会議規則第 16 条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。  
…………… (〇〇委員退席後) ……………  
議案第 181 号 (1) について、内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第 181 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。52 ページをお開きください。  
平成 28 年度分といたしまして、農事組合法人〇〇〇〇。  
以上 1 件の提出がありました。  
平成 29 年 4 月 18 日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。  
以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって本件は、承認されました。  
…………… (〇〇委員着席後) ……………  
〇〇委員に申し上げます。  
本案は原案のとおり、承認されました。  
日程 12、報告第 100 号「農地法第 3 条第 3 項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第 100 号「農地法第 3 条第 3 項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」ご説明致します。60 ページをお開きください。  
平成 29 年 4 月 11 日に受理しました、平成 27 年度及び平成 28 年度分の報告書で、合同会社〇〇〇〇〇〇〇〇のものがございます。  
内容は記載のとおりで、貸借の許可を受けた農地について適性に利用されており、

業務執行役員の年間従事日数も要件を満たすものでありました。  
以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。  
日程13、報告第101号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第101号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。  
先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。  
62ページをお開きください。  
許可日、平成29年4月25日付。  
(1) 1、当事者の住所、氏名。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 22,663 の内 16,128 m<sup>2</sup>。3、許可期間は平成29年4月25日から永年となっております。  
以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第35回総会を閉会致します。  
ご苦労さまでした。

(閉会 11時10分)



以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年5月25日

会 長 安 田 稔

---

9 番 中 村 正 生

---

10 番 笠 原 康 博

---